

非接触型営業に向けた動画作成支援業務委託 基本仕様書

1 業務概要

(1) 動画作成支援講座の開催

非対面型営業の際に活用するため、動画コンテンツの作成を希望する企業に対し、ワークショップ形式での講座を実施する。

① 実施内容

営業活動で活用する動画コンテンツの作成を、企業が自ら撮影・編集し、発信できるよう、必要な知識や技術を身に付けることができる内容とすること。

※ 以下は主な内容を参考として例示したものであり、より魅力的な提案がある場合は、追加または項目の変更を行い、提案すること。

【カリキュラム例】

- ・ 1日目…動画を活用した営業活動におけるポイント、注意事項等の説明
- ・ 2日目…シナリオ作成から撮影、編集、公開までの体験
(2日目～3日目の間、受講者における映像制作)
- ・ 3日目…受講者が作成した動画の視聴、講師・受講者間での意見交換、評価

② 実施体制

原則として、各講座は、2名以上の講師（うち1名はメイン講師）により実施する。

③ 実施時期及び実施場所

ア 実施時期：令和2年11月～令和3年2月

イ 実施回数：3日間の講座を4回実施

※開催日は、機構と受託者が協議のうえ決定することとする。

ウ 実施場所：新潟市または長岡市

※新潟市、長岡市それぞれで各1回以上は実施すること。

※機構が管理するNICOプラザ（新潟市中央区）、NICOテクノプラザ（長岡市）の会議室を使用する場合は、機構で手配する（使用料は無料）。その他の実施施設の使用料は委託料に含む（施設の確保は受託者が行う）。

※新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。

④ 受講人数等

講座の受講者は、機構が公募により行うこととする。原則として、各回10社を定員とし、受講料は無料とする。

⑤ 受講に必要なとなる環境について

パソコン、カメラ等、受講にあたって最低限必要となる機器等は、受講者が自ら用意することとする。ただし、動画編集のために必要となるソフトウェア等がある場合には、受託者がソフトウェアライセンス等を用意し、受講者へ配付すること（無償のソフトウェアの場合は、導入方法を受講者に周知することでも可）。

また、受講者が使用する端末や OS 等の利用環境（Windows、Android、iOS）に関わらず受講できる体制を整えること。

⑥ 受講者アンケートの実施

受託者は受講者アンケートを実施し、結果をとりまとめて報告すること。

なお、アンケートは項目などの内容について、機構と事前に協議すること。

(2) YouTube を活用した動画配信・SNS プロモーション業務

受講者が作成した動画について、YouTube を活用した動画配信等を行う。

また、機構の YouTube 公式チャンネルへのアクセスを誘導するため、インターネット広告、SNS 広告等を活用した効果的な情報発信を行うこと。

2 役割分担

項目	受託者	機構
講座の企画	○	
講座進行及び運営	○	
講座の全体管理	○	●
日程調整	○	●
会場確保（NICO プラザ、NICO テクノプラザ）	●	○
会場確保（上記以外）	○	
講師手配及び謝金負担 （講師交通費，その他経費含む。）	○	
講座の広報 （募集チラシ等作成、周知）	●	○
講座に関するアンケートの実施	○	
受講者受付、決定		○
受講者からの問い合わせに関すること	○	●
YouTube チャンネルの開設		○
YouTube での動画配信	○	
SNS 広告等によるプロモーション	○	

※○主 ●副 いずれも費用及び人的負担を含む。

3 委託期間等

契約締結の日から令和 2 年 3 月 15 日（月）まで

4 委託費用

3,904,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とし、委託事業の実施に必要な費用を全て含むものとする。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段や講座内容等の具体的な業務内容について機構と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して機構に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、機構の検査を受けること。
- (3) 機構は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 機構は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合は、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に関して、指揮・監督を行う責任者を定めること。
- (2) 業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報含む）等については機構に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は機構と協議の上、決定する。
- (5) 業務の遂行にあたっては、機構と協議し、随時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。